

「医療機関・薬局等における 感染拡大防止等支援事業」

施術所の申請マニュアル

～施術所用～

兵庫県 Ver 4.0 2020.10.30

<修正>

Ver.2.0	債権者登録の削除（様式2により登録することとし、債権者登録書の提出は求めない。）
Ver.2.1	申請書のダウンロード方法及び提出ファイルの出力方法等の記載（エクセルの操作方法） 紙媒体の申請書等の入手に関する問い合わせ窓口の変更（医務課から、コロナウイルス事務局に変更）
Ver.3.0	通帳の写しの提出を求める記載
Ver.4.0	施術所の補助対象の見直しについての記載 実績報告について記載

目次

1.	本事業の補助の概要	・・・3
1.1	補助の対象施設	・・・3
1.2	補助の上限額	・・・3
1.3	補助の対象経費	・・・3
1.4	補助の対象期間	・・・4
2.	概算交付申請の手続き	・・・5
2.1	申請方法	・・・5
2.2	申請書等の入手	・・・5
2.3	エクセルファイルの申請書等の入力・提出方法	・・・6
2.3.1	申請書・事業実施計画書（エクセルファイル）への入力または記載	・・・6
2.3.2	申請書の確認	・・・8
2.3.3	申請書等の提出	・・・8
2.4	補助金の交付決定	・・・8
2.5	補助金の振込み	・・・9
3.	実績報告の手続き	・・・10
4.	問い合わせ先	・・・10

1. 本事業の補助の概要

新型コロナウイルス感染症の施設内等での感染拡大を防ぐための取組を行う施術所に対して、感染拡大防止対策や施術体制確保などに要する費用を補助します。

兵庫県の単独事業です。(全国的に実施されているものではありません。)

1.1 補助の対象施術所

新型コロナウイルス感染症の施設内等での感染拡大を防ぐための取組を行う県内の施術所が対象となります。

※ 本事業の開始以前(=本年7月末以前)に、柔道整復師法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づき、保健所に届け出ている施設のうち、申請日の直近1年以内に保険の対象となる施術を行った実績のある施術所又は保険の対象となる施術が可能な施術所

※10月下旬より補助対象範囲を見直しました。(下線部分が追加した箇所)

➤ 取組の例(例示であり、これに限られるものではありません)

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約施術の拡大、整理券の配布等を行い、利用者に適切な利用の仕方を周知
- ③ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ④ 施術者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)

1.2 補助の上限額

70万円

1.3 補助の対象経費

「従前から勤務している者及び通常の施術を行う者に係る人件費」を除き、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や施術体制確保等に要する費用が補助の対象経費です。感染拡大防止対策に要する費用に限られず、施設内等での感染拡大を防ぎながら施術体制を確保するために要する費用について、幅広く補助の対象経費となります。

➤ 経費の例(例示であり、これに限られるものではありません)

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等

1.4 補助の対象期間

原則として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出される費用が対象となります。

2. 概算交付申請の手続き

原則として、概算交付申請により交付します。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降（令和3年3月31日まで）に支出が見込まれる費用も合わせて、概算額での申請になりますので、早い時期での申請が可能です。事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した補助金額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

申請に必要な書類は下記のとおりです。

- ・様式1 申請書
- ・様式2-3 事業実施計画書

各施術所からの申請は1回限りです。

2.1 申請方法

エクセル様式に入力した申請書等を印刷、または手書きした申請書等を、兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局にレターパックで郵送してください。

2.2 申請書等の入手

申請書等（ファイル名；hyogo_shinsei_se.xlsx）は、以下のホームページからダウンロードしてください。

○兵庫県ホームページ；

- ・ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/shienkin2020.html>

※申請書等をダウンロードするには、保護ビューの「編集を有効にする」及び、セキュリティ警告の「コンテンツの有効化」を行う必要があります。

また、自分のパソコン等で、申請書等を「保存」した上で、入力作業を行ってください。

インターネット環境がなく、ダウンロードできない申請者は、P10に記載の「兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局」へお問い合わせください。

2.3 エクセルファイルの申請書等の入力または記載・提出方法

2.3.1 申請書・事業実施計画書（エクセルファイル）への入力または記載

2.2 でダウンロードしたエクセルファイルの申請書等について、各施術所でも入力いただくのは「様式 2-3 事業実施計画書」のシートのみです。「**様式 2-3 事業実施計画書**」のシートを入力いただくと、「**様式 1 申請書**」に必要事項が自動的に転記されます。
漏れなく入力するようお願いします。

手書きされる場合は、「様式 2-3 事業実施計画書」を記載する過程で補助金交付申請額が計算されますので、「様式 2-3 事業実施計画書」を記載された後に、「様式 1 申請書」を記載してください。

【申請日】

記入を完了して、申請書等を提出する日を入力してください。

ここで入力した日付が、「様式 1 申請書」の申請日に自動転記されますので、ご注意ください。

申請日	令和2年7月31日
-----	-----------

【施設名称】

保健所に開設届を提出した際の施設名称を入力してください。

【管理者職名】・【管理者氏名】

管理者の職名及び氏名を入力してください。ここで入力された管理者の情報が「様式 1 申請書」の代表者として自動転記されますので、ご注意ください。

管理者職名	開設者	管理者氏名	〇〇 〇〇
-------	-----	-------	-------

【連絡先】

申請内容に疑義や不備等があった場合に、確認させていただく際の連絡先をご入力ください。

連絡先	担当部署	担当者氏名	連絡先電話番号	連絡先メールアドレス
	〇〇部	〇〇〇〇	03-XXXX-XXXX	〇〇〇〇@〇〇.〇〇

【口座情報に関する確認】

開設者名義の口座を記載してください。

本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用されることはありません。

【支出予定額】 / 【収入予定額】 / 【補助金交付申請額】

対象期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日）に、支出が予定されている各対象科目の費用について概算額を、ご入力ください。

科目		支出予定額 (円)	収入
支出	賃金・報酬	0	
	謝金	0	
	会議費	50,000	
	旅費	40,000	
	需用費	300,000	
	役務費	30,000	
	委託料	30,000	
	使用料及び賃借料		
	備品購入費	270,000	
	b_合計支出予定額（総事業費）		
収入	c_上記支出に対する本補助金以外の寄付金・その他の収入		0
d_合計支出予定額-収入予定額 (円) (b-c)		720,000	
補助金交付申請額 (円) (aとdのいずれか少ない額 (1000円未満切捨))		700,000	

【支出予定額】
対象期間に支出が予定されている各対象科目の費用について、概算でご記載ください。
各施術所からの申請は1回限りですので、対象となる可能性のある費用について、漏れのないようご注意ください。

支出予定額の合計が補助金交付申請額を超えても差し支えありません。(都道府県の審査において、一部補助対象と認められなかった場合なども考慮してください)

【補助金交付申請額】
「a_補助上限額 (円)」と「d_合計支出予定額-収入予定額 (円)」のどちらか少ない額となります。(自動計算)

【15 収入予定額】
上記の費用に対して、本補助金以外の寄付金やその他の収入を用いる場合はその金額を、用いない場合は「0」円をご記載下さい。なお、合計支出予定額からこちらの額を差し引いた額が補助の対象費用になります。

各対象科目に該当する費用については、例えば、以下のようなものが考えられます。あくまで例であり、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、施術所内等での感染拡大を防ぎながら施術体制を確保するために要する費用について、幅広く補助の対象経費となります。

ただし、「従前から勤務している者及び通常の施術を行う者に係る人件費」は対象外です。

- ・賃金・報酬；感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
- ・謝金；感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
- ・会議費；感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
- ・旅費；感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
- ・需用費；消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費 等
- ・役務費；職員の感染に係る保険料 等

- ・委託料；施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 等
- ・使用料及び賃借料；寝具リース料 等
- ・備品購入費；HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費 等

2.3.2 申請書の確認

「様式 2-3 事業実施計画書」のシートに入力いただくと、「様式 1 申請書」に必要事項が自動的に転記されます。

間違いがないか確認してください。

2.3.3 申請書等の提出

入力後印刷または記載した「様式 1 申請書」と「様式 2-3 事業実施計画書」、「通帳の表紙の裏面の写し（口座番号及び口座名義（カナ）が書かれた部分）」を同封して、下記送付先にレターパックライトで郵送してください。

受付期間：令和 2 年 8 月 15 日（土）から、令和 3 年 2 月 28 日（日）まで【必着】

補助金の執行を迅速に行うため、できるだけ早期（年内を目処）の申請へのご協力をお願いします。

○書類送付先

〒651-8769 兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 宛
(郵便番号と宛名のみで届きます。)

送付用の封筒の表面に「感染拡大防止等支援金申請書 在中」と朱書きするなどしてください。

(封筒)

感染拡大防止等支援金
申請書在中

2.4 補助金の交付決定

提出された申請書等について、兵庫県が内容を確認します。補助金の交付決定が行われた場合、兵庫県から、施術所に交付決定通知が送付されます。

2.5 補助金の振込み

提出された申請書に記載されている口座に、兵庫県から補助金が振り込まれます。振込通知は送付されません。

3. 実績報告の手続き

兵庫県健康福祉部補助金交付要綱により、補助事業が完了した日から30日を経過した日、又は令和3年4月10日(土)のいずれか早い日までに実績報告を行う必要があります。【必着】

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局に、レターパックライトで郵送してください。

・様式は兵庫県ホームページからダウンロードできます。具体的な記入方法については、申請マニュアルを参照してください。様式及びマニュアルは、医療機関等用と施術所用がありますので、誤りのないようにご注意ください。

様式4 事業実績報告書

様式5 所要額精算書

様式6 事業実績明細書

なお、実績報告の提出がない場合、補助金を返還していただくこととなります。

4. 問い合わせ先

兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

- ・電話番号 078-362-3056
- ・受付時間 平日の9時～17時
- ・本事業に関する兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/shienkin2020.html>